

平成21年5月15日

各 位

会社名 ダイソー株式会社 代表者名 代表取締役社長 佐 藤 存 コード番号 4046(東証・大証各第1部)

問合せ先 専務取締役管理本部長 橋 本 明

(TEL . 06 - 6110 - 1560)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成21年6月26日開催予定の 当社第154回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたしま す。

記

### 1.変更の理由

- (1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が一斉に振替株式に移行したこと(いわゆる「株券電子化」)により、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2)また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

## 2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日) 定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以上

(下線は変更部分)

現行定款

変 更 案

第2章 株式

第2章 株式

#### 第6条(株券の発行)

当会社は、前項の規定にかかわらず、単元株式数 に満たない株式に係る株券は発行しない。

第7条(自己の株式の取得)

<記載省略>

第8条(単元株式数)

<記載省略>

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

第 10条(単元未満株式の買増し)

<記載省略>

### 第 11 条 (基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3月31日とする。

本定款に定めるもののほか、必要があるときは、 取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定 の日を定め、その日の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または</u>記録された株主また は登録株式質権者をもって、その権利を行使できる 株主または登録株式質権者とみなすことができる。

## 第 12条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役 会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿、新株予約権原簿<u>および株券喪失</u>登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿<u>および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第13条~第50条 <記載省略>

第6条(自己の株式の取得)

<削除>

<現行どおり>

第7条(単元株式数)

<現行どおり>

第8条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

第9条(単元未満株式の買増し)

<現行どおり>

### 第<u>10</u>条(基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3月31日とする。

本定款に定めるもののほか、必要があるときは、 取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定 の日を定め、その日の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者をもって、その権利 を行使できる株主または登録株式質権者とみなすこ とができる。

## 第 11条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 12条~第 49条 〈現行どおり〉

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。   第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、